

平成二十六年十月十日受領  
答 弁 第 五 号

内閣衆質一八七第五号

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行った吉田昌郎氏からのヒアリング結果については、同氏から、他の資料等との照合が行われないこと及び内容の全てがあたかも事実であったとの誤解を招くこと等が懸念されることから、第三者に向けて公表されることは望まない旨の意思が示されていたところである。このため、政府としては、同氏からのヒアリング結果は公開しないこととしてきたものである。

その後、同氏以外の者からのヒアリング結果について当該者の同意を得たものは順次公開することとし、同氏以外の者からのヒアリング結果との照合が可能な状況となったこと、また、同氏からのヒアリング結果の一部のみを取り上げた記事が複数の新聞で掲載され、前記の懸念が顕在化したと考えられる状況となったことを踏まえ、政府として、平成二十六年八月二十五日に、同氏からのヒアリング結果を公開することを発表するとともに、その経緯について明確に説明し、広く国民に対して周知した上で、同年九月十一日に内閣官房ホームページで公表したものである。